

# 一般社団法人全国公正取引協議会連合会寄附金取扱規程

令和7年3月5日制定

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国公正取引協議会連合会（以下「連合会」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義等)

第2条 連合会が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 個人、会社又は団体からの使途の特定がなされないで受領する寄附金
- (2) 指定寄附金 個人、会社又は団体から使途を特定されて受領する寄附金

(一般寄附金の募集等)

第3条 連合会は常時、一般寄附金を募るものとする。

- 2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条に規定する連合会の事業に使用することとして募集しなければならない。

## (受入基準)

第4条 連合会は、寄附金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金を受け入れることができないものとする。

(1) 寄附金の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき

- ア 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
- イ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
- ウ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
- エ 寄附された寄附金を寄附者に無償で譲渡または使用させること
- オ その他連合会の運営上支障があると認める条件

(2) 寄附金を受け入れることにより、連合会の業務、財政、または名誉に負担または支障が生じると認められるとき、その他寄附金が定款第4条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき

## (受入手続き)

第5条 寄附を希望する者は、様式1の書面により申し込むものとする。

- 2 連合会は、前項により寄附金の申込を受理したときは、専務理事が第4条の基準に照らし審査し受入れの可否を決定する。ただし、寄附金の額が著しく高額である場合その他異例の場合には、専務理事は会長代行に上申しその決定を委ねるものとする。
- 3 様式1において、寄附金を連合会に寄附しようとする者が特定の使途を指定した場合についてはその目的を有する特別会計に、使途を特定しない場合は一般会計に繰り入れるものとする。
- 4 寄附金の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知する。

## (受領書等の送付)

第6条 一般寄附金又は指定寄附金を受領したときは、礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、連合会の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

## (改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則 この規程は、令和7年3月5日から施行する。

一般社団法人 全国公正取引協議会連合会 御中

寄附金申込書

一般社団法人全国公正取引協議会連合会の目的に賛同し、「一般社団法人全国公正取引協議会連合会寄附金取扱規程」に基づく寄附金を次の通り申し込みます。

寄附年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

寄附金額 金 \_\_\_\_\_ 円也

- 寄附金の種類  一般寄附金 用途を特定せず寄附いたします。  
 指定寄附金 次の目的に対して、寄附いたします。

目的「 \_\_\_\_\_ 」

※ 該当する項目の□にチェックを入れ、必要項目をご記入ください。

寄附者

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

会社名又は団体名 \_\_\_\_\_

※ 会社又は団体として寄附される場合はご記入願います。

連合会ウェブ・ページ等への掲載の可否

1. 実名掲載可  2. 匿名掲載可  3. 不可

※ 該当する項目の□にチェックをご記入ください。